

固定通信網の業務実施に関する訓令を次のように定める。

昭和34年3月18日

防衛庁長官 伊能繁次郎

固定通信網の業務実施に関する訓令

改正	昭和37年11月	1日	庁訓第	73号
	昭和54年	2月28日	庁訓第	4号
	昭和59年	6月30日	庁訓第	37号
	昭和60年12月	25日	庁訓第	47号
	平成13年	1月6日	庁訓第	2号
	平成15年	3月26日	庁訓第	20号
	平成18年	3月27日	庁訓第	12号
	平成18年	7月28日	庁訓第	83号
	平成19年	1月5日	庁訓第	1号
	平成19年	8月30日	省訓第	145号
	平成27年10月	1日	省訓第	39号

(目的)

第1条 この訓令は、自衛隊が使用する固定通信網に関し自衛隊が行うべき計画、設計、建設、保守及び運用を統一的に実施するため、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1)「固定通信網」とは、全国的に相互に接続されている通信区間（車両、船舶又は航空機を一端又は両端とする通信区間、見通し外通信を行う区間並びに短波、中波及び長波の通信区間を除く。）の総体をいう。
- (2)「通信区間」とは、通信路上の隣接2通信所間の区間をいう。
- (3)「多重通信区間」とは、多重伝送路を使用する通信区間をいう。
- (4)「非多重通信区間」とは、多重区間以外の通信区間をいう。
- (5)「計画」とは、回線区間、伝送速度及び回線数に関する計画、回線の構成に関する計画、伝送路の形態の概要、通信所の施設及び機器の概要、多重通信区間における回線収容計画、予算計画その他所要の通信の質と量とに応じた計画をいう。
- (6)「設計」とは、伝送路の伝送品質、伝送路の種類及び経路の決定、機器の仕様書の作成その他伝送路及び機器に関する設計をいう。

- (7)「建設」とは、防衛省における自衛隊の施設の取得等に関する訓令（平成19年防衛省訓令第66号）第6条第1項、第7条第1項又は第8条第1項の規定により防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監又は防衛装備庁長官の行うべき職務をいう。
- (8)「保守」とは、障害修理、障害管理、諸試験、機器の点検、整備、修理、調整、清掃等、回線統制その他伝送路及び端末機器を正規の状態に維持するための一切の作業並びにこれに附随する事務をいい、これに関する統計の作成を含む。
- (9)「運用」とは、交換操作、中継順路の指定、回線の運用統制、臨時回線の切替措置その他通信その通のために行うすべての操作及びこれに附随する事務をいい、これに関する統計の作成を含む。
- (10)「回線統制」とは、回線試験その他の各種試験のための統制、障害処理その他伝送路及び端末機器を標準の状態に維持し、その機能を発揮させるための措置を一元的かつ系統的に主導することをいい、これに関する成果の分析を含む。
- (11)「防衛情報通信基盤」とは、自衛隊が共通に使用する音声通信網及びデータ通信網で、固定の通信回線（専ら音声通信に使用するものにあつては多重伝送路を使用するものに限る。）及び衛星可搬局により構成される通信回線並びに音声通信用機器（音声交換機（中継交換の機能を有するものに限る。）、周辺機器その他のハードウェア、ソフトウェア、データ及び附帯設備で構成されるものをいう。）及びデータ通信用機器で構成されるものをいう。
- (12)「データ通信用機器」とは、防衛情報通信基盤のデータ通信網に使用する機器で、データ通信装置、電子計算機、周辺機器その他のハードウェア、ソフトウェア、データ及び附帯設備で構成されるものをいう。

（計画の承認等）

第3条 防衛省本省の施設等機関の長、統合幕僚長、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監若しくは地方防衛局長又は防衛装備庁長官（以下「幕僚長等」という。）は、固定通信網の拡張若しくは縮小又はその通信能力の増強若しくは減少を実施する場合は、実施する年度の前までに計画を作成し、防衛大臣の承認を得なければならない。ただし、非多重通信区間に関するものはこの限りでない。

2 幕僚長等は、前項の計画についてすみやかにこれを関係幕僚長等に通知するものとする。

（設計及び建設）

第4条 固定通信網のうち多重通信区間に関する設計（防衛情報通信基盤の設計を除く。）及び建設については、統合幕僚長が関係幕僚長等と協議して行

う。この場合において、統合幕僚長は、当該業務の実施につき関係幕僚長等の協力を求めることができる。

- 2 固定通信網のうち非多重通信区間に関する設計及び建設については、防衛省本省の施設等機関、陸上幕僚長、海上幕僚長、航空幕僚長、情報本部長、防衛監察監若しくは地方防衛局長又は防衛装備庁長官は、統合幕僚長と協議して行うものとする。

(防衛大臣の指示)

第5条 防衛大臣は、必要に応じて、幕僚長等に対し、固定通信網の設計及び建設に際しての基準とすべき事項を示す。

(端末の保守及び運用)

第6条 固定通信網（データ通信用機器を除く。）の端末の保守（回線統制を除く。次条において同じ。）及び運用は、従来の分担区分によるほか、当該端末の設置につき第3条第1項の計画を作成した幕僚長等が行う。ただし、防衛大臣が、業務の能率上特に必要があると認めてべつに分担区分を指定した場合はこの限りでない。

(回線統制)

第7条 固定通信網に関する保守を行う者で幕僚長等が防衛大臣の承認を得て指定したものは、他の保守を行う者に対して回線統制を行うことができる。

(業務の実施基準等)

第8条 第4条から前条までに規定するもののほか、固定通信網の設計（防衛情報通信基盤の設計を除く。）、建設、保守及び運用（データ通信用機器の保守及び運用を除く。）は、統合幕僚長が定めるところにより、又は必要に応じて統合幕僚長が関係幕僚長等と協議の上定めるところにより、実施するものとする。ただし、統合幕僚長は、重要な事項について定めようとするときは、防衛大臣の承認を得なければならない。

附 則

- 1 この訓令は昭和34年3月18日から施行する。
- 2 防衛庁マイクロウェーブ回線の割当基準並びに保守及び運用に関する内訓（昭和31年防衛庁内訓第7号）は、廃止する。

附 則（昭和37年11月1日庁訓第73号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和37年11月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月28日庁訓第4号）

この訓令は、昭和54年2月28日から施行する。

附 則（昭和 59 年 6 月 30 日庁訓第 37 号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和 59 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 12 月 25 日庁訓第 47 号）（抄）

- 1 この訓令は、昭和 60 年 12 月 25 日から施行する。

附 則（平成 13 年 1 月 6 日庁訓第 2 号）

この訓令は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。

附 則（平成 15 年 3 月 26 日庁訓第 20 号）

この訓令は、平成 15 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 27 日庁訓第 12 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 18 年 3 月 27 日から施行する。

附 則（平成 18 年 7 月 28 日庁訓第 83 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 18 年 7 月 31 日から施行する。

附 則（平成 19 年 1 月 5 日庁訓第 1 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 19 年 1 月 9 日から施行する。

附 則（平成 19 年 8 月 30 日省訓第 145 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 19 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（平成 27 年 10 月 1 日省訓第 39 号）（抄）

- 1 この訓令は、平成 27 年 10 月 1 日から施行する。